

兵庫県公報

平成22年6月4日 金曜日 第2189号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課） | 1 |
| ○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課） | 1 |
| ○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課） | 2 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同） | 2 |
| ○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 3 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 3 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 3 |
| ○ 公有水面の埋立免許（港湾課） | 3 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課） | 7 |
| 公 告 | |
| ○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課） | 8 |
| ○ 情報公開条例の運用状況（同） | 9 |
| ○ 二級河川岸田川水系河川整備計画の策定（河川整備課） | 10 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） | 11 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 警備業法に基づく直接検定の実施 | 11 |
| 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告 | |
| ○ 第13回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 | 12 |

告 示

兵庫県告示第636号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
大阪府松原市
- 2 認可年月日
平成22年5月25日



兵庫県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成22年5月21日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この

処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|----------|-------|-------------------------|------------------|
| 集落基盤整備事業 | 上津橋地区 | 平成22年6月4日から 同 月24日まで | 神 戸 市 西 区 役 所 |



兵庫県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町佐々木字鍛冶屋17、18、字深山79の1、79の4、79の5
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市八鹿町石原字妙見1755の3、1755の27から1755の31まで、1755の37
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第640号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 6 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査及び基準点現況調査）
- 2 作業期間
平成22年 6 月25日から同年10月20日まで
- 3 作業地域
 - (1) 電子基準点現地調査
神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、三田市、篠山市、丹波市及び川辺郡猪名川町
 - (2) 基準点現況調査
赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町



兵庫県告示第641号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 6 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- 2 作業期間
平成22年 3 月23日から同年 5 月14日まで
- 3 作業地域
西宮市古川町、上田西町及び笠屋町



兵庫県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 6 月 4 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 6 月 4 日から 2 週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 宍粟香寺線 | 姫路市香寺町田野字沙汰8番2から 同 市香寺町田野字沙汰11番1まで | 旧 | 13.0から 14.0まで | 27.0 | |
| | | 新 | 13.0から 20.0まで | 27.0 | |



兵庫県告示第643号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、平成22年 3 月19日次の公有水面の埋立を免許した。

平成22年6月4日

家島港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名称 兵庫県

代表者 住所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号

氏名 兵庫県知事 井戸敏三

2 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

姫路市家島町宮字小網手1969番87及び1969番13から1969番15に至る間の土地の地先公有水面

イ 第1工区

姫路市家島町宮字小網手1969番87及び1969番13から1969番15に至る間の土地の地先公有水面

ウ 第2工区

姫路市家島町宮字小網手1969番87の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

姫路市家島町大字真浦字深谷1721番10の国土地理院真浦三等三角点（北緯34度40分16.0254秒、東経134度31分05.9411秒）を基点とし、次の各点のうち、①の地点から⑰の地点を順次に結んだ線、⑰の地点から⑲の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.80m）（以下「満潮位」という。）における公有水面と既設防波堤との境界線、⑲の地点と⑳の地点を結ぶ昭和60年7月30日付け兵庫県指令港第18号の2で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.87mにより決定）及び①の地点と⑳の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| ①の地点 | 基点から | 125度28分44秒 | 1,184.04mの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から | 235度00分53秒 | 12.47mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から | 325度00分53秒 | 1.07mの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から | 235度00分53秒 | 3.93mの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から | 325度00分53秒 | 2.17mの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から | 235度00分53秒 | 58.63mの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から | 298度00分53秒 | 8.23mの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から | 28度00分53秒 | 3.10mの地点 |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から | 298度00分53秒 | 90.17mの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から | 208度00分53秒 | 3.10mの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から | 298度00分53秒 | 1.60mの地点 |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から | 258度00分53秒 | 13.50mの地点 |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から | 348度00分53秒 | 4.00mの地点 |
| ⑭の地点 | ⑬の地点から | 258度00分53秒 | 64.50mの地点 |
| ⑮の地点 | ⑭の地点から | 168度00分53秒 | 4.00mの地点 |
| ⑯の地点 | ⑮の地点から | 258度00分53秒 | 2.00mの地点 |
| ⑰の地点 | ⑯の地点から | 348度00分53秒 | 20.00mの地点 |
| ⑱の地点 | ⑰の地点から | 78度00分53秒 | 51.01mの地点 |
| ⑲の地点 | ⑱の地点から | 346度53分21秒 | 1.68mの地点 |
| ⑳の地点 | ⑲の地点から | 77度53分30秒 | 44.03mの地点 |

イ 第1工区

姫路市家島町大字真浦字深谷1721番10の国土地理院真浦三等三角点（北緯34度40分16.0254秒、東経134度31分05.9411秒）を基点とし、次の各点のうち、①の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線、⑱の地点と⑳の地点を結んだ線、⑳の地点と㉑の地点を結ぶ昭和60年7月30日付け兵庫県指令港第18号の2で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.87mにより決定）及び①の地点と⑳の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| ①の地点 | 基点から | 125度28分44秒 | 1,184.04mの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から | 235度00分53秒 | 12.47mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から | 325度00分53秒 | 1.07mの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から | 235度00分53秒 | 3.93mの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から | 325度00分53秒 | 2.17mの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から | 235度00分53秒 | 58.63mの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から | 298度00分53秒 | 8.23mの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から | 28度00分53秒 | 3.10mの地点 |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から | 298度00分53秒 | 90.17mの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から | 208度00分53秒 | 3.10mの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から | 298度00分53秒 | 1.60mの地点 |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から | 298度00分53秒 | 33.74mの地点 |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から | 77度53分30秒 | 40.86mの地点 |

ウ 第2工区

姫路市家島町大字真浦字深谷1721番10の国土地理院真浦三等三角点（北緯34度40分16.0254秒、東経134度31分05.9411秒）を基点とし、次の各点のうち、⑪の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結ぶ満潮位における公有水面と既設防波堤との境界線、⑮の地点と⑰の地点を結ぶ昭和60年7月30日付け兵庫県指令港第18号の2で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.87mにより決定）及び⑰の地点と⑲の地点を結んだ線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| ⑪の地点 | 基点から | 129度57分00秒 | 1,059.97mの地点 |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から | 258度00分53秒 | 13.50mの地点 |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から | 348度00分53秒 | 4.00mの地点 |
| ⑭の地点 | ⑬の地点から | 258度00分53秒 | 64.50mの地点 |
| ⑮の地点 | ⑭の地点から | 168度00分53秒 | 4.00mの地点 |
| ⑯の地点 | ⑮の地点から | 258度00分53秒 | 2.00mの地点 |
| ⑰の地点 | ⑯の地点から | 348度00分53秒 | 20.00mの地点 |
| ⑱の地点 | ⑰の地点から | 78度00分53秒 | 51.01mの地点 |
| ⑲の地点 | ⑱の地点から | 346度53分21秒 | 1.68mの地点 |
| ⑳の地点 | ⑲の地点から | 77度53分30秒 | 3.17mの地点 |

(3) 面積

ア 全体

5,961.18平方メートル

イ 第1工区

4,850.52平方メートル

ウ 第2工区

1,110.66平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 全体

姫路市家島町宮字小網手1969番87から1969番88を経て字海山2144番16に至る間の土地の一部地内及び同地先公有水面

イ 第1工区

姫路市家島町宮字小網手1969番87から1969番88を経て字海山2144番16に至る間の土地の一部地内及び同地先公有水面

ウ 第2工区

姫路市家島町宮字小網手1969番87から1969番13に至る土地の一部地内及び同地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

姫路市家島町大字真浦字深谷1721番10の国土地理院真浦三等三角点（北緯34度40分16.0254秒、東経134度31分05.9411秒）を基点とし、次の各点のうち、㉑の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線、㉓

の地点から34度56分44秒15.00m地点を円心とする半径15.00mの円周で㉑の地点と㉒の地点とを結ぶ南側の円弧、㉒の地点から144度56分44秒12.50m地点を円心とする半径12.50mの円周で㉒の地点と㉓の地点とを結ぶ北側の円弧、㉓の地点と㉔の地点を結ぶ線、㉔の地点から190度49分04秒30.00m地点を円心とする半径30.00mの円周で㉔の地点と㉕の地点とを結ぶ東側の円弧、㉕の地点と㉖の地点を結ぶ線、㉖の地点から120度49分04秒30.00m地点を円心とする半径30.00mの円周で㉖の地点と㉗の地点とを結ぶ西側の円弧、㉗の地点と㉘の地点を結んだ線、㉘の地点から30度49分04秒120.00m地点を円心とする半径120.00mの円周で㉘の地点と㉙の地点とを結ぶ南側の円弧、㉙の地点から190度49分04秒120.00m地点を円心とする半径120.00mの円周で㉙の地点と㉚の地点とを結ぶ北側の円弧、㉚の地点と㉛の地点を結んだ線及び㉜の地点と㉝の地点を結んだ線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| ㉜の地点 | 基点から | 128度57分28秒 | 1,512.31mの地点 |
| ㉝の地点 | ㉜の地点から | 228度00分53秒 | 362.23mの地点 |
| ㉞の地点 | ㉝の地点から | 288度00分53秒 | 422.24mの地点 |
| ㉟の地点 | ㉞の地点から | 348度00分53秒 | 390.00mの地点 |
| ㊱の地点 | ㉟の地点から | 50度00分53秒 | 73.85mの地点 |
| ㊲の地点 | ㊱の地点から | 78度00分53秒 | 316.47mの地点 |
| ㊳の地点 | ㊲の地点から | 168度00分53秒 | 70.00mの地点 |
| ㊴の地点 | ㊳の地点から | 135度36分23秒 | 22.58mの地点 |
| ㊵の地点 | ㊴の地点から | 131度29分57秒 | 16.07mの地点 |
| ㊶の地点 | ㊵の地点から | 124度56分44秒 | 10.00mの地点 |
| ㊷の地点 | ㊶の地点から | 89度56分44秒 | 17.21mの地点 |
| ㊸の地点 | ㊷の地点から | 77度52分54秒 | 9.74mの地点 |
| ㊹の地点 | ㊸の地点から | 100度49分04秒 | 94.70mの地点 |
| ㊺の地点 | ㊹の地点から | 155度49分04秒 | 49.15mの地点 |
| ㊻の地点 | ㊺の地点から | 210度49分04秒 | 5.00mの地点 |
| ㊼の地点 | ㊻の地点から | 165度49分04秒 | 42.43mの地点 |
| ㊽の地点 | ㊼の地点から | 120度49分04秒 | 10.00mの地点 |
| ㊾の地点 | ㊽の地点から | 110度49分04秒 | 41.68mの地点 |
| ㊿の地点 | ㊾の地点から | 130度49分04秒 | 120.00mの地点 |
| ㊽の地点 | ㊿の地点から | 160度49分04秒 | 40.00mの地点 |

イ 第1工区

姫路市家島町大字真浦字深谷1721番10の国土地理院真浦三等三角点（北緯34度40分16.0254秒、東経134度31分05.9411秒）を基点とし、次の各点のうち、㉜の地点と㉝の地点を結んだ線、㉝の地点と㉞の地点を結んだ線、㉞の地点と㉟の地点を結んだ線、㉟の地点と㊱の地点を結んだ線、㊱の地点と㊲の地点を結んだ線、㊲の地点から㊳の地点までを順次に結んだ線、㊳の地点から34度56分44秒15.00m地点を円心とする半径15.00mの円周で㊳の地点と㊴の地点とを結ぶ南側の円弧、㊴の地点から144度56分44秒12.50m地点を円心とする半径12.50mの円周で㊴の地点と㊵の地点とを結ぶ北側の円弧、㊵の地点と㊶の地点を結ぶ線、㊶の地点から190度49分04秒30.00m地点を円心とする半径30.00mの円周で㊶の地点と㊷の地点とを結ぶ東側の円弧、㊷の地点と㊸の地点を結ぶ線、㊸の地点から120度49分04秒30.00m地点を円心とする半径30.00mの円周で㊸の地点と㊹の地点とを結ぶ西側の円弧、㊹の地点と㊺の地点を結んだ線、㊺の地点から30度49分04秒120.00m地点を円心とする半径120.00mの円周で㊺の地点と㊻の地点とを結ぶ南側の円弧、㊻の地点から190度49分04秒120.00m地点を円心とする半径120.00mの円周で㊻の地点と㊼の地点とを結ぶ北側の円弧、㊼の地点と㊽の地点を結んだ線及び㊾の地点と㊿の地点を結んだ線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| ㉜の地点 | 基点から | 128度57分28秒 | 1,512.31mの地点 |
| ㉝の地点 | ㉜の地点から | 228度00分53秒 | 362.23mの地点 |
| ㉞の地点 | ㉝の地点から | 288度00分53秒 | 248.05mの地点 |
| ㉟の地点 | ㉞の地点から | 18度00分53秒 | 458.30mの地点 |
| ㊱の地点 | ㉟の地点から | 298度00分53秒 | 33.74mの地点 |
| ㊲の地点 | ㊱の地点から | 348度00分53秒 | 4.12mの地点 |
| ㊳の地点 | ㊲の地点から | 48度00分53秒 | 39.61mの地点 |

| | | | |
|------|--------|------------|------------|
| ①の地点 | ㍁の地点から | 131度29分57秒 | 16.07mの地点 |
| ①の地点 | ①の地点から | 124度56分44秒 | 10.00mの地点 |
| ㍀の地点 | ①の地点から | 89度56分44秒 | 17.21mの地点 |
| ①の地点 | ㍀の地点から | 77度52分54秒 | 9.74mの地点 |
| ㍁の地点 | ①の地点から | 100度49分04秒 | 94.70mの地点 |
| ㍂の地点 | ㍁の地点から | 155度49分04秒 | 49.15mの地点 |
| ㍃の地点 | ㍂の地点から | 210度49分04秒 | 5.00mの地点 |
| ㍄の地点 | ㍃の地点から | 165度49分04秒 | 42.43mの地点 |
| ㍅の地点 | ㍄の地点から | 120度49分04秒 | 10.00mの地点 |
| ㍆の地点 | ㍅の地点から | 110度49分04秒 | 41.68mの地点 |
| ㍇の地点 | ㍆の地点から | 130度49分04秒 | 120.00mの地点 |
| ㍈の地点 | ㍇の地点から | 160度49分04秒 | 40.00mの地点 |

ウ 第2工区

姫路市家島町大字真浦字深谷1721番10の国土地理院真浦三等三角点（北緯34度40分16.0254秒、東経134度31分05.9411秒）を基点とし、次の各点のうち、㍁の地点と㍂の地点を結んだ線、㍂の地点と㍃の地点を結んだ線、㍃の地点から㍄の地点までを順次に結んだ線、㍁の地点と㍅の地点を結んだ線、㍅の地点と㍆の地点を結んだ線及び㍁の地点と㍇の地点を結んだ線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| ㍁の地点 | 基点から | 129度57分00秒 | 1,059.97mの地点 |
| ㍂の地点 | ㍁の地点から | 198度00分53秒 | 458.30mの地点 |
| ㍃の地点 | ㍂の地点から | 288度00分53秒 | 174.19mの地点 |
| ㍄の地点 | ㍃の地点から | 348度00分53秒 | 390.00mの地点 |
| ㍅の地点 | ㍄の地点から | 50度00分53秒 | 73.85mの地点 |
| ㍆の地点 | ㍅の地点から | 78度00分53秒 | 316.47mの地点 |
| ㍇の地点 | ㍆の地点から | 168度00分53秒 | 70.00mの地点 |
| ㍈の地点 | ㍇の地点から | 135度36分23秒 | 22.58mの地点 |
| ㍉の地点 | ㍈の地点から | 258度00分53秒 | 39.61mの地点 |
| ㍊の地点 | ㍉の地点から | 168度00分53秒 | 4.12mの地点 |

(3) 面積

ア 全体

298,947.96平方メートル

イ 第1工区

157,774.48平方メートル

ウ 第2工区

141,173.48平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地



兵庫県告示第644号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名 吉田和志

住所 美方郡香美町香住区七日市44番地

- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 旅館吉田屋
 所在地 美方郡香美町香住区七日市字馬場崎44番地
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 縦覧期間 平成22年6月4日から同月17日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成22年6月4日から同月17日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成21年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - (1) 個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外の状況
 個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について、個人情報保護審議会から答申があったのは次のとおりである。

| 番号 | 諮問内容 | 実施機関 | 諮問年月日 | 答申年月日 |
|-----|--|-------|------------|------------|
| 1 | 教員免許管理システムの件 ・オンライン結合による提供の制限の例外 | 教育委員会 | H21. 2. 13 | H21. 5. 25 |
| 2～3 | 教員免許管理システムの件 ・本人収集の原則の例外 ・利用及び提供の制限の例外 | | H21. 5. 7 | |
| 4～6 | 介護サービス事業者の業務管理体制データ管理システムの件 ・本人収集の原則の例外 ・利用及び提供の制限の例外 ・オンライン結合による提供の制限の例外 | 知事 | H21. 11. 2 | H21. 11. 6 |

- (2) 個人情報取扱事務の登録状況 (件)

| 実 施 機 関 名 | 件数 | 実 施 機 関 名 | 件数 |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 知 事 | 1,572 | 労 働 委 員 会 | 8 |
| 議 会 | 18 | 収 用 委 員 会 | 5 |
| 教 育 委 員 会 | 155 | 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 6 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 14 | 但馬海区漁業調整委員会 | 6 |
| 人 事 委 員 会 | 9 | 内水面漁場管理委員会 | 6 |
| 監 査 委 員 | 7 | 公 営 企 業 管 理 者 | 40 |
| 公 安 委 員 会 | 6 | 病 院 事 業 管 理 者 | 20 |
| 警 察 本 部 長 | 192 | 合 計 | 2,064 |

(3) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

| 区分 実施機関名 | 書面による個人情報の開示請求 | | | | | 口頭による個人情報の開示請求 | | 不 服 申 立 て | | | | | |
|-------------------|----------------|---------|------|-----|-----|-------------------|----------|---------------|---------|----|----|-----|-----|
| | 請求 件数 | 処 理 状 況 | | | | 開示対 象試験 等の数 | 請求 件数 | 申立 て件 数 | 処 理 状 況 | | | | |
| | | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 取下げ | | | | 却下 | 棄却 | 認容 | 審理中 | 取下げ |
| 知 事 | 228 | 214 | 10 | 3 | 1 | 30 | 486 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 議 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 437 | 332 | 34 | 71 | 0 | 6 | 10,899 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 227 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 査 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 警察本部長 | 57 | 10 | 31 | 12 | 4 | 1 | 337 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬戸内海海区 漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 但馬海区漁業 調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場 管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院事業管理者 | 3,841 | 3,705 | 135 | 1 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 4,563 | 4,261 | 210 | 87 | 5 | 44 | 11,952 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 |

(4) 個人情報の訂正請求の状況

該当なし

(5) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

(6) 苦情申出の状況

1件

2 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導又は助言の状況

該当なし

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

該当なし

(3) 勧告又は公表の状況

該当なし

(4) 苦情相談の状況

73件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成21年度における同条例の運用状況を

次のとおり公表する。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

| 区分 実施機関名 | 公文書の公開 | | | | | 不服申立て | | | | | |
|-------------------|----------|---------|-------|-----|-----|------------|---------|----|----|-----|-----|
| | 請求 件数 | 処 理 状 況 | | | | 申立て 件 数 | 処 理 状 況 | | | | |
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | | 却下 | 棄却 | 認容 | 審理中 | 取下げ |
| 知 事 | 12,206 | 9,699 | 2,239 | 124 | 144 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 教 育 委 員 会 | 2,557 | 1,373 | 1,053 | 127 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 497 | 10 | 382 | 105 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人 事 委 員 会 | 33 | 4 | 27 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 査 委 員 | 31 | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 安 委 員 会 | 25 | 20 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 警 察 本 部 長 | 1,670 | 211 | 1,390 | 54 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 労 働 委 員 会 | 61 | 31 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収 用 委 員 会 | 40 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬戸内海海区 漁業調整委員会 | 30 | 4 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 但馬海区漁業 調整委員会 | 30 | 4 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場 管理委員会 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業管理者 | 4 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院事業管理者 | 20 | 6 | 8 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 17,208 | 11,366 | 5,255 | 418 | 169 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |

2 情報提供の状況

(件)

| 提 供 場 所 | 提供件数 |
|------------|--------|
| 県民情報センター | 5,277 |
| 地域県民情報センター | 8,284 |
| 合 計 | 13,561 |

二級河川岸田川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川岸田川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び但馬県民局新温泉土木事務所において公表する。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
篠山市小枕字北山の坪779番の1の一部、789番、793番、794番、795番、796番の一部、800番1、800番4の一部、800番5
同 市小枕字北山163番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区本庄西3丁目8番26号
相互印刷紙器株式会社 代表取締役 村岡万巧
- 3 許可年月日及び許可番号
平成19年10月10日
兵庫県指令丹波（建）第1－3号（19篠山）

公安委員会告示**兵庫県公安委員会告示第173号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年6月4日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成22年9月11日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
60人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成22年6月14日（月）から同年8月13日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(4) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(078)341-7441 内線3046

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第13回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成22年6月4日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 武田 政 義

1 試験の日時

平成22年10月24日（日）午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者及び解答免除対象者は、試験時間が異なるので、詳しくは、「第13回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」（以下「受験の手引」という。）を参照すること。

2 試験会場

神戸大学（神戸市灘区鶴甲1-2-1、神戸市灘区六甲台町1-1、2-1）

神戸松蔭女子学院大学（神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1）

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

(1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）

- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
 - (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)
 - (10) 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知)
 - (11) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)
 - (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 4 試験の方法及び出題数
- 5肢複択方式にて出題する。
60問。ただし、解答免除対象者は出題数が異なるので、詳しくは受験の手引を参照すること。
- 5 受験資格(概要)
- 下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。
なお、詳しくは、受験の手引を参照すること。
- (1) 対象者
- ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上かつエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上かつ、欠格事由に該当しない者とする。
- なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。
- ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間
- ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であつて、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するもの又は介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)第22条の23の介護職員基礎研修課程又は訪問介護に関する2級課程に相当する研修(介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年3月31日政令第154号)の附則第16条に定める研修を含む。)を修了したもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、当該介護等の業務に従事した期間
- エ 別に定める介護等の業務に従事する者であつて、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間
- (2) 受験地条件
- (1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。
- 6 受験手数料
- 8,000円 受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。
- 7 受験申込み
- (1) 申込期間
- 平成22年7月12日(月)から同年8月2日(月)まで(8月2日(月)までの消印のあるものに限る。)
- (2) 申込方法及び申込先

平成22年7月1日（木）から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所研修第2部

電話（078）367-5211

(3) 提出書類

ア 受験申込書

イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦3.5センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）

ウ 実務経験（見込）証明書

エ 郵便振替払込受付証明書の原本（受験申込書の裏面に貼る。）

オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）

(4) 受験の手引配布場所

各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課、神戸県民局県民室健康福祉第1・第2課、各県民局健康福祉事務所、但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所。

(5) 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書し、あて先明記の返信用封筒（角形2号封筒で返信用切手240円を貼ること。）を同封の上、9の研修第2部あて請求する。

8 合格発表

平成22年12月10日（金）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ（<http://www.hyogo-f-kensyu.jp/>）にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する問い合わせ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所研修第2部

電話（078）367-5211